**訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション事業者　自主点検表**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 記入年月日 | | | 年　　月　　日 | | | | | | | | | | | |  | |
| 法　人　名 | |  | | | | | | | | | | | | | |
| 代表者（理事長）名 | |  | | | | | | | | | | | | | |
| 介護保険事業所番号 | | ２ | ７ |  |  |  |  |  |  |  |  | |  | | |
| 事業所 | 名称 |  | | | | | | | | | | | | | |
| 所在地 |  | | | | | | | | | | | | | |
| 記入担当者職・氏名等 | | （職）　　　（氏名） | | | | | | | | | | 連絡先電話番号 | | | －　　　－ |

□自主点検表記載にあたっての留意事項

（１）チェック項目の内容を満たしているものについては「適」、そうでないものは「不適」、該当しないものは「非該当」に

チェックをしてください。

　　（２）その他については、具体的に記載してください。

Ⅰ（基本方針）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 内容 | 適 | 不適 | 根拠 |
| 1　基本方針 | ■指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーションの事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものであるか。 |  |  | 介基準75  予基準78 |
| ■指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問リハビリテーションの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものであるか。 |  |  |

Ⅱ（人員に関する基準）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 内容 | 適 | 不適 | 非該当 | 根拠 |
| 1　医師 | ■指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な常勤の医師が１以上勤務しているか。  ※１専任の常勤医師が１人以上勤務していることが必要です。  ※２指定訪問リハビリテーションを行う老人保健施設又は介護医療院であって、病院又は診療所（医師について介護老人保健施設又は介護医療員の人員基準を満たす余力がある場合に限る。）と併設されているものについては、当該病院又は診療所の常勤医師との兼務で差し支えないものであること。  ※３指定訪問リハビリテーションを行う介護老人保健施設又は介護医療院であって、当該介護老人保健施設又は当該介護医療院に常勤医師として勤務している場合には、常勤の要件として足るものであること。  ※４また、指定訪問リハビリテーションを行う介護老人保健施設又は介護医療院であって、病院又は診療所（医師について介護老人保健施設又は介護医療員の人員基準を満たす余力がある場合に限る。）と併設されている事業所において、指定訪問リハビリテーション事業所の医師が、当該病院又は当該診療所の常勤医師と兼務している場合でも、常勤の要件として足るものであること。 |  |  |  | 介基準76  予基準79 |
| 2　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 | ■サービス提供に当たる理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を１人以上配置しているか。  理学療法士　　（　　　人）  作業療法士　　（　　　人）  　　　言語聴覚士　　（　　　人） |  |  |  |
| ■サービスの提供は、資格を有する従業者が行っているか。 |  |  |  |
|  |  |

Ⅲ（設備に関する基準）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 内容 | 適 | 不適 | 非該当 | 根拠 |
| １　事業所 | ■事業所は下記のいずれかにあるか。  ・病院  ・診療所  ・介護老人保健施設  ・介護医療院  　 名称 |  |  |  | 介基準77  予基準80 |
| ２　設備及び備品等 | ■事業の運営を行うために必要な広さ（利用者の受付、相談等に対応するのに適切なスペース）を有する専用の区画を設けているか。  ■必要な備品等を備えているか。  ※病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に備えつけられたものを使用することができる |  |  |  |

Ⅳ（運営に関する基準）

| 項　　目 | 内容 | 適 | 不適 | 非該当 | 根拠 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 1. 内容及び手続の説明及び同意 | ■サービスの提供開始前に、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記載した文書（重要事項説明書）を交付して説明を行っているか。 |  |  |  | 介基準8  ［準用83］  予基準49-2  ［準用84］  老企第25号3-1-3-(2) |
| ■サービスの内容及び利用料金等について利用者の同意を得ているか。 |  |  |  |
| ■重要事項説明書と運営規程間で内容（営業日時、通常の事業の実施地域など）が相違していないか。 |  |  |  |
| ■重要事項説明書には、利用申込者がサービスを選択するために重要な事項（下表で確認）が記載されているか。  （重要事項記載事項）   |  |  | | --- | --- | | 事業者、事業所の概要（名称、住所、所在地、連絡先など） | 有・無 | | 運営規程の概要（目的、方針、営業日時、利用料金、通常の事業の実施地域、提供するサービスの内容及び提供方法など） | 有・無 | | 管理者氏名及び従業者の勤務体制 | 有・無 | | 提供するサービスの内容とその料金について | 有・無 | | その他費用（交通費など）について | 有・無 | | 利用料、その他費用の請求及び支払方法について | 有・無 | | 理学療法士等の勤務体制について | 有・無 | | 秘密保持と個人情報の保護（使用同意など）について | 有・無 | | 事故発生時の対応（損害賠償の方法を含む） | 有・無 | | 緊急時の対応方法 | 有・無 | | 苦情処理の体制及び手順、苦情相談の窓口、苦情・相談の連絡先（事業者、市町村、大阪府国民健康保険団体連合会など） | 有・無 | | サービス内容の見積もり（サービス提供内容及び利用者負担額のめやすなど）（居宅除く） | 有・無 | | 事業者、事業所、利用者,場合により代理人による説明確認欄 | 有・無 | | 虐待防止に関する項目 | 有・無 | | 提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無・実施年月日・評価機関の名称・評価結果の開示状況） | 有・無 | |  |  |  |
| ■サービスの提供開始について、利用者と契約書を交わしているか。  ■契約の内容は、不当に利用者の権利を侵害若しくは制限するものとなっていないか。 |  |  |  |
| ２　サービス提供拒否の禁止 | ■正当な理由なくサービス提供を拒否していないか。  ■要介護度や所得の多寡等を理由にサービスの提供を拒否していないか。  【提供を拒むことのできる正当な理由】   1. 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 2. 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定訪問リハビリテーションを提供することが困難な場合である。   ■正当な理由により、サービス提供を拒否した場合は、その内容を記録しているか。  ※サービス提供を拒否したことの正当性を明らかにしておくためにも記録をすることが望ましい。  提供拒否の理由 |  |  |  | 介基準9  ［準用83］  予基準49-3  ［準用84］  老企第25号3-1-3-(3) |
| ３　サービス提供困難時の対応 | ■サービス提供が困難な場合、他の事業者の紹介や居宅介護支援事業者への連絡を速やかに行っているか。 |  |  |  | 介基準10  ［準用83］  予基準49-4  ［準用84］  老企第25号3-1-3-(4) |
| ４　受給資格等の確認 | ■利用申込者の被保険者証で、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しているか。  （確認の具体的な方法：　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |  |  | 介基準11  ［準用83］  予基準49-5  ［準用84］  老企第25号  3-1-3-(5) |
| ■被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、サービス提供を行うに際し､その意見を考慮しているか。 |  |  |  |
| ５　要介護認定等の申請に係る援助 | ■利用申込者が要介護認定を受けていない場合に、要介護認定申請のために必要な援助を行っているか。 |  |  |  | 介基準12  ［準用83］  予基準49-6  ［準用84］  老企第25号  3-1-3-(6) |
| ■有効期間が終了する30日前には要介護認定の更新申請が行われるように必要な援助を行っているか。 |  |  |  |
| ６　心身の状況等の把握 | ■利用者の心身の状況や病歴**、**置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に向け、サービス担当者会議等を通じ、情報の収集・交換を行っているか。 |  |  |  | 介基準13  ［準用83］  予基準49-7  ［準用84］ |
| ７　居宅介護支援事業者等との連携 | ■サービス提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 |  |  |  | 介基準64  ［準用83］  予基準67  ［準用84］ |
| ■サービスの終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図っているか。 |  |  |  |
| ８　法定代理受領サービスを受けるための援助 | ■利用申込者又はその家族に対し、居宅（介護予防）サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。 |  |  |  | 介基準15  ［準用83］  予基準49-9  ［準用84］  老企第25号  3-1-3-(7) |
| ９　居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 | ■居宅（介護予防）サービス計画が作成されている場合には、居宅サービス計画に沿ったサービス提供をしているか。 |  |  |  | 介基準16  ［準用83］  予基準49-10  ［準用84］ |
| 10　居宅サービス計画等の変更の援助 | ■利用者が居宅（介護予防）サービス計画の変更を希望する場合（利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、居宅（介護予防）サービス計画の変更が必要となった場合を含む。）は、居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助（支給限度額の範囲内で居宅（介護予防）サービス計画を変更する必要がある旨の説明など）を行っているか。 |  |  |  | 介基準17  ［準用83］  予基準49-11  ［準用84］  老企第25号  3-1-3-(8) |
| 11　身分を証する書類の携行 | ■従業者に身分証明証（事業所の名称、理学療法士等の氏名、写真、職種を記載したもの）や名札を携行させ、初回訪問時及び相手方の申し出により提示するよう指導しているか。 |  |  |  | 介基準18  ［準用83］  予基準49-12  ［準用84］  老企第25号  3-1-3-(9) |
| 12　サービス提供の記録 | ■利用者、事業者の双方が、サービス提供実績等の確認を行えるよう、また、利用者の心身の状況等把握したことについて、今後のサービス提供に活かすため、記録をとっているか。 |  |  |  | 介基準19  ［準用83］  予基準49-13  ［準用84］  老企第25号  3-1-3-(10) |
| ■記録には、次の内容が記載されているか。  サービス提供日、提供時間、具体的なサービス内容、保険給付の額、提供者の氏名等、  利用者の心身の状況等 |  |  |  |
| ■サービス事業者間の密接な連携等を図るため利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を提供しているか。 |  |  |  |
| 市条例3-2-2  市条例5-2-2 |
| 13　利用料等の受領 | ■利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額または居宅支援サービス費用基準額の１割（法令により給付率が９割でない場合はそれに応じた割合）の支払を受けているか。 |  |  |  | 介基準78  予基準81  老企第25号  3-4-3-(1)  3-3-3-(2)② |
| ■利用料に法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合とそれ以外の場合との間で不合理な差額を生じさせていないか。  ※なお、そもそも介護保険給付の対象となる指定訪問リハビリテーションのサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。  イ　利用者に当該事業が指定訪問リハビリテーションの事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。  ロ　当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定訪問リハビリテーション事業所の運営規程とは別に定められていること。  ハ　会計が指定訪問リハビリテーションの事業の会計と区分されていること。 |  |  |  |
| ■通常の事業実施地域内でサービス提供を行う場合、交通費の支払を受けていないか。 |  |  |  |
| ■利用者の選定により通常の事業実施地域外でサービス提供を行う場合、それに要した交通費の額以外の支払を受けていないか。 |  |  |  |
| ■利用者の選定により通常の事業実施地域外でサービス提供を行う場合、それに要した交通費の支払いについて、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。 |  |  |  |
| 14　保険給付の請求のための証明書の交付 | ■指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付を行っているか。 |  |  |  | 介基準21  ［準用83］  予基準50-2  ［準用84］  老企第25号  3-1-3-(12) |
| 15　領収証の交付 | ■利用料等の支払を受ける際、利用者に対し領収証を交付しているか。 |  |  |  | 法41-8 |
| ■領収証には、保険給付の対象額とその他の費用を区分して記載し、その他の費用についてはさらに個別の費用ごとに区分して記載しているか。 |  |  |  |
| ■保険給付対象額のうち、医療費控除の対象となる額を明示して記載しているか。  ※平成12年6月12日厚生省事務連絡｢介護保険制度下での介護サービスの対価に係る医療費控除の取り扱いに係る留意点について｣参照 |  |  |  |
| ■償還払いとなる利用者に対しサービス提供証明書の交付を行っているか。 |  |  |  |
| 16　指定訪問リハビリテーションの取扱方針 | ■指定訪問リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っているか。 |  |  |  | 介基準79、80  予基準85、86  老企第25号  3-4-3-(2)  老企第25号  4-3-3-(1)  4-3-3-(2) |
| ■提供されるサービスは、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に沿ったものになっているか。 |  |  |  |
| ■指定訪問リハビリテーション事業所の医師が、指定訪問リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等の指示を行っているか。 |  |  |  |
| ■懇切丁寧なサービスの提供を心がけるとともに、サービス提供方法等を利用者又はその家族に対し、理解しやすいように指導又は説明を行っているか。 |  |  |  |
| ■常に利用者の病状、心身の状況等の把握に努め、利用者又はその家族に対して適切なサービスを提供しているか。 |  |  |  |
| ■訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告をしているか。 |  |  |  |
| ■リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供しているか。  ※１リハビリテーション会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 |  |  |  |
| ※２リハビリテーション会議の構成員は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス担当者及び保健師等とすること。  ※３指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員を通じて、指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫などの情報を伝達すること。 |  |  |  |
| （質の評価） | ■提供するサービスの質について、自己評価とそれに基づく改善を行っているか。  ※提供された介護サービスについては、目標設定の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価をおこない改善を図らなければならない。 |  |  |  |
| （介護予防訪問リハビリテーションの取扱方針） | ■当該介護予防訪問リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも１回は実施状況の把握（モニタリング）を行っているか。  ■医師又は理学療法士等はモニタリングの結果を記録し、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業所に報告しているか。  ■サービス提供にあたって、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加できるよう適切に働きかけているか。  ■医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問リハビリテーション計画の変更を行っているか。 |  |  |  |
| 17　訪問リハビリテーション計画の作成 | ■医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、当該サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画を作成しているか。  ※利用者が別の医療機関の医師から計画的な医学管理を受けている場合は、例外として、事業所の医師がやむを得ず診療できない場合、別の医療機関の医師から情報提供を受けて、それをもとに訪問リハビリテーション計画を作成できる。 |  |  |  | 介基準81  老企第25号  3-4-3-(3) |
| ■既に居宅サービス計画作成されている場合は、当該計画に沿った内容となっているか。 |  |  |  |
| ■訪問リハビリテーション計画は作成後も、進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて見直しているか。 |  |  |  |
| ■訪問リハビリテーション計画の作成に当たって、サービス内容等への利用者意向の反映の機会を保障するため、利用者に対しその内容を説明し、利用者の同意を得ているか。  ■当該訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しているか。 |  |  |  |
| ■指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーションの指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、基準第115条第1項から第4項の規定（通所リハビリテーション計画の作成に関する規定）を満たすことをもって、基準第81条第1項から第4項の規定（訪問リハビリテーション計画の作成に関する規定）を満たしているものとみなすことができる。  （介護予防も同様） |  |  |  |
| ■当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から訪問リハビリテーション計画の提供の求めがあった際には、当該訪問リハビリテーション計画を提供することに協力しているか。 |  |  |  |  |
| （介護予防訪問リハビリテーション計画の作成） | ■医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を踏まえ必要に応じて介護予防訪問リハビリテーション計画の変更を行っているか。 |  |  |  | 予基準86  老企第25号  4-3-4-(2) |
| 18　利用者に関する市町村への通知 | ■利用者について、次のいずれかに該当する状況が生じたことがあったか。  〇正当な理由なしに指定訪問リハビリテーションの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。  〇偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 |  |  |  | 介基準26  ［準用83］  予基準50-3  ［準用84］  老企第25号  3-1-3-(15) |
| ■上記の状況があった場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知したか。 |  |  |  |
| 19　管理者の責務 | ■管理者は、当該指定訪問リハビリテーション事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行っているか。  ■管理者は、当該指定訪問リハビリテーション事業所の従業者に訪問リハビリテーションの運営基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 |  |  |  | 介基準52  ［準用83］  予基準52  ［準用84］  老企第25号  3-2-3-(4) |
| 20　運営規程  ※経過措置  虐待防止のための措置に関する事項については令和6年3月31日までは努力義務 | ■運営規程には、次の事項が定められているか。  ①事業の目的及び運営方針　（有・無）  ②従業者の職種、員数及び職務の内容（有・無）  ③営業日及び営業時間（有・無）  ④利用料その他費用の額（有・無）  ⑤通常の事業の実施地域（有・無）  ⑥虐待防止のための措置に関する事項（有・無）  ⑦その他運営に関する重要事項（有・無）  利用料その他の費用の額  「利用料」としては、法定代理受領サービスである指定訪問リハビリテーションに係る利用料(1割負担)及び法定代理受領サービスでない指定訪問リハビリテーションの利用料を「その他の費用の額」としては、基準第78条第3項により徴収が認められている交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものであること(以下、他のサービス種類についても同趣旨)。  通常の事業の実施地域  通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとすること。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないものであること。  虐待防止のための措置に関する事項  虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。 |  |  |  | 介基準82  予基準82 |
| 21　勤務体制の確保 | ■指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定訪問リハビリテーションを提供できるよう、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務の体制を定めているか。 |  |  |  | 介基準30  ［準用83］  予基準53-2  ［準用84］  老企第25号  3-1-3-(21) |
| ■指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、当該指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士によって指定訪問リハビリテーションを提供しているか。 |  |  |  |
| ■指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、管理者を含めて、原則として月ごとの勤務表を作成し、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、兼務関係である旨等を明確にしているか。 |  |  |  |
| （研修機会の確保） | ■従業者の資質向上のため、計画的な研修を実施しているか。 |  |  |  | 介基準30-3  ［準用83］  予基準53-2-3［準用84］  老企第25号  3-1-3-(21) |
| （ハラスメント対策） | ■適切な指定訪問リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの（職場におけるハラスメント）により理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。  事業主が講ずべき措置の具体的内容  ａ 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発  ｂ 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備  事業主が講じることが望ましい取組について  顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）防止の取組  　例①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備  　　②被害者への配慮のための取組  　　③被害防止のための取組 |  |  |  | 介基準30-4  ［準用83］  予基準53-2-4［準用84］  老企第25号  3-1-3-(21) |
| 22　業務継続計画の策定等  ※経過措置  令和6年3月31日までは努力義務 | ■感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。  以下の項目等を記載すること  イ 感染症に係る業務継続計画  ａ 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）  ｂ 初動対応  ｃ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）  ロ 災害に係る業務継続計画  ａ 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）  ｂ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）  ｃ 他施設及び地域との連携 |  |  |  | 介基準30-2  ［準用83］  予基準53-2-2  ［準用84］  老企第25号  3-4-3-(4) |
| ■理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年１回以上）に実施しているか。  また、訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施しているか。  ※感染症の業務継続計画に係る研修や訓練は、感染症の予防及びまん延の防止のための研修や訓練と一体的に実施することも差し支えない。 |  |  |  |
| ■定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 |  |  |  |
| 23　衛生管理等 | ■従業者の清潔保持、健康状態の管理や設備、備品の衛生管理を行っているか。 |  |  |  | 介基準31  ［準用83］  予基準53-3  ［準用84］  老企第25号  3-4-3-(5) |
| ■事業者は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が感染源となることを予防し、また理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。  対策の具体的内容： |  |  |  |
| （感染症対策）  ※経過措置  令和6年3月31日までは努力義務 | ■当該指定訪問リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。  □１　当該指定訪問リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に周知徹底を図ること。  □２　当該指定訪問リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。  □３　当該指定訪問リハビリテーション事業所において、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年１回以上）に実施すること。 |  |  |  |
| 24　掲示 | ■事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者（理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士）の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。  ※必要事項を記載した書面を当該指定訪問リハビリテーション事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。  掲示すべき内容（項目は重要事項説明書と同じ）  ・運営規程の概要（目的、方針、営業日時、利用料金、通常の事業の実施地域、サービス提供方法など）  ・従業者の勤務体制  ・秘密保持と個人情報の保護（使用同意など）について  ・事故発生時の対応（損害賠償の方法を含む）  ・苦情処理の体制及び手順、苦情相談の窓口、苦情・相談の連絡先（事業者、市町村。大阪府国民健康保険団体連合会など）  ・提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況） |  |  |  | 介基準32  ［準用83］  予基準53-4  ［準用84］  老企第25号  3-4-3-(24) |
| 25 秘密保持等 | ■従業者は業務上知り得た利用者等の秘密を漏らしていないか。 |  |  |  | 介基準33  ［準用83］  予基準53-5  ［準用84］  老企第25号  3-1-3-(25) |
| ■従業者は業務上知り得た利用者等の秘密を漏らさぬよう必要な措置を講じているか。  ■指定訪問リハビリテーション事業者は、当該指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決めておくなどの措置を講じているか。  ■従業員の在職中及び退職後の秘密保持のため、就業規則、雇用契約、労働条件通知書、誓約書等で取り決めが行われているか。 |  |  |  |
| ■サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。  同意書様式　有 ・ 無　　利用者　有 ・ 無　　利用者の家族　有 ・ 無 |  |  |  |
| 26　居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 | ■居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 |  |  |  | 介基準35  ［準用83］  予基準53-7  ［準用84］  老企第25号  3-1-3-(27) |
| 27　苦情処理 | ■苦情処理の体制の概要を明らかにし、文書で利用者又はその家族に示し、事業所内にも掲示しているか。 |  |  |  | 介基準36  ［準用83］  予基準53-8  ［準用84］  老企第25号  3-1-3-(28) |
| ■苦情があった場合には、事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、その内容等を記録しているか。 |  |  |  |
| ■苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行っているか。 |  |  |  |
| ■吹田市及び国保連から指導又は助言を受けた場合においては、これに従って必要な改善を行っているか。また、改善内容について求めがあった場合には、報告を行っているか。 |  |  |  |
| 28　地域との連携等 | ■提供した指定訪問リハビリテーションに関する利用者からの苦情に関して、吹田市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の吹田市が実施する事業に協力するよう努めているか。 |  |  |  | 介基準36-2  ［準用83］  予基準53-9  ［準用84］  老企第25号  3-4-3-(29) |
| ■指定訪問リハビリテーション事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問リハビリテーションを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問リハビリテーションの提供を行うよう努めているか。 |  |  |  |
| 29　事故発生時の対応 | ■サービス提供時に事故が発生した場合、事故に対応した適切な処置をとるとともに、利用者の家族、市町村、居宅介護支援事業者等に連絡を行うなどの体制をとっているか。  ※１利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定訪問リハビリテーション事業者が定めておくことが望ましいこと。  ※２事故が生じた際はその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。 |  |  |  | 介基準37  ［準用83］  予基準53-10  ［準用84］  老企第25号  3-1-3-(30) |
| ■事故が生じた際には事故の状況及び事故が起こった際に行った処置を記録しているか。  ■事故・ひやりはっと事例報告に係る様式が作成されているか。又は事故・ひやりはっと事例報告に係る様式に記録されているか。 |  |  |  |
| ■賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。  ※保険加入、賠償資力を有することが望ましい。 |  |  |  |
| 30　高齢者虐待の防止  ※経過措置  令和6年3月31日までは努力義務 | ■虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。  □１　当該指定訪問リハビリテーション事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に周知徹底を図ること。  □２　当該指定訪問リハビリテーション事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。  □３　当該指定訪問リハビリテーション事業所において、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年１回以上）に実施すること。  □４　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。  虐待防止検討委員会は、次のような事項について検討すること  イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること  ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること  ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること  ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること  ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること  ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること  ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること  「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこと  イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方  ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項  ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針  ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針  ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項  ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項  ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項  チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項  リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項 |  |  |  | 介基準37-2  ［準用83］  予基準53-10-2  ［準用84］  老企第25号  3-4-3-(6) |
| （通報義務） | ■従事者による利用者への虐待を発見した場合は、速やかに市町村に通報しているか。 |  |  |  |
| 31 会計の区分 | ■事業所ごとに経理を区分するとともに、訪問リハビリテーション事業（介護予防訪問リハビリテーション事業）とその他の事業とに区分して会計処理しているか。 |  |  |  | 介基準38  ［準用83］  予基準53-11  ［準用84］  老企第25号  3-1-3-(32) |
| 32 記録の整備 | ■事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 |  |  |  | 介基準82-2  予基準83  市条例3-2  市条例5-2  老企第25号  3-4-3-(7) |
| ■事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する①～⑤の記録を整備し、①については当該計画に基づく居宅サービスの提供を終了した日から**５年間**、②～⑤については当該記録を作成し、又は取得した日から**５年間**保存(※)しているか。  ①訪問リハビリテーション計画  ②介基準第19条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録  ③介基準第26条に規定する市町村への通知に係る記録  ④介基準第36条第２項に規定する苦情の内容等の記録  ⑤介基準第37条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 |  |  |  |
| 33　変更届出の手続 | ■運営に関する基準について、変更届出提出の該当事項があった場合、速やかに変更届出を指定権者に提出しているか。  ※変更した日から10日以内に提出すること。  具体的な事項： |  |  |  | 法75  則131  法115-5  則140-22 |

Ⅴ（業務管理体制の整備）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 内容 | 適 | 不適 | 非該当 | 根拠 |
| １　業務管理体制整備に係る届出書の提出 | ■事業者（法人）において、①～③の区分に応じ、業務管理体制を整備するとともに、当該整備に係る事項を記載した届出書を、所管庁に提出しているか。  **①法令遵守責任者の選任　【全ての法人】**  　　法令遵守責任者の届出　　　　　済　　・　　未済  　　所属・職名　　　　　　　　　　　　　　　氏名    **②法令遵守規程の整備【事業所(施設)数が20以上の法人のみ】**  ①に加えて、規程の概要の届出　　　　　済　　・　　未済  **③業務執行の状況の監査の定期的な実施【事業所(施設)数が100以上の法人のみ】**  ①及び②に加えて、監査の方法の概要の届出　　　済　　・　　未済 |  |  |  | 法115-32  則140-39  則140-40 |
| ■届出事項に変更があったときは、遅滞なく、変更事項を所管庁に届け出ているか。  ※事業所数の増減により整備すべき内容が変わった場合等についても、届出が必要 |  |  |  |
| ■所管庁に変更があったときは、変更後の届出書を、変更後の所管庁及び変更前の所管庁の双方に届け出ているか。  ★「指定事業所が吹田市内にのみ所在する事業者」の届出先は吹田市  ※所管庁（届出先）     |  |  | | --- | --- | | 届出先 | 区分 | | （１）厚生労働大臣 | ・指定事業所が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者 | | （２）本社所在地のある都道府県知事 | ・指定事業所が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者 | | （３）指定都市の長 | ・指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者 | | （４）中核市の長 | ・指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者※ | | （５）市町村長 | ・地域密着型サービス（介護予防含む）のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者 | | （６）都道府県知事 | 上記以外の事業者 |   ※指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合は除く（届出先は都道府県知事） |  |  |  |

※法：介護保険法（平成9年法律第123号）

※則：介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）

※介基準：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）

※予基準：指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）

※H12厚告19：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）

※H18厚労告127：指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）

※H27厚労告95号：厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）

※老企第25号：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について（平成11年厚生省老人保健福祉局企画課長通知老企第25号）

※老企第36号：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定

居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

（平成12年厚生省老人保健福祉局企画課長通知老企第36号）

※老計･老振･老老発0317001号：指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

※市条例：吹田市介護保険法施行条例（平成25年吹田市条例第7号）